

市有地における太陽光発電事業に係る 参加事業者公募要領

1 事業目的

富山市では、平成20年7月に「環境モデル都市」に選定されたことを受け策定した、CO2排出量を大幅に削減するための「富山市環境モデル都市行動計画」に基づき、メガソーラー誘致、太陽光発電設備の住宅や公共施設への設置促進等の再生可能エネルギーの普及・導入に向けた取組みを推進しております。

その取組の一環として、この度、平成24年7月から開始された固定価格買取制度を活用し、市有地への設置を促進するため、太陽光発電事業（以下「事業」という。）に参加する事業者を公募します。

採択された事業者には、市内の施工業者等の受注機会の確保と発電収益による環境・社会貢献に取り組んでいただき、本市の再生可能エネルギーの普及促進と地域活性化に協力していただきます。

2 事業者の募集等について

事業者の選定方法は、公募型のプロポーザル方式とし、市が提示した市有地において、事業の採算性、実現性等が担保できると見込まれると判断された場合、設置する太陽光発電設備とその附属設備（以下「発電設備」という。）及び事業内容等を提案していただき、選定委員会で審査を行ったうえで「事業実施予定者」として選定します。

（1）対象地

申請者は、発電設備を設置する事業計画書等の申請書類を土地箇所ごとに提出してください。

富山市吉作地内・・・別紙参照

ア. 面積：約8,857㎡

イ. 地目：雑種地

ウ. 想定出力規模：500～600 kW程度

（2）応募資格

①富山市内に本社、支店、事業所等（法人登記簿に記載のあるもの）を置く法人とする。

なお、新規に法人を設立される予定の場合には、応募していただく時点では、代表者、構成員及び基本的な役割分担等を記載した書類を提出していただき、選定された後に速やかに設立してください。

②国税及び地方税を滞納していないこと。

③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 使用許可期間

発電設備を設置する事業者が、固定価格買取制度の買取期間を通じて事業を実施できるように、発電期間（20年間）と工事期間の市有地の使用許可を行います。

(4) 使用許可面積

使用許可を行う面積は、発電設備の設置場所及び規模に関わらず2（1）に示した面積の全てとしますので、使用料の算定の際には十分留意してください。実際の使用許可面積は事業実施予定者として決定した後、事業者による正式な測量を行い、市との協議の上決定します。

(5) 使用料

発電設備の設置後に事業を行う期間（電気事業者との系統連系後）について、使用料を納付していただきます。発電設備の設置工事の期間及び撤去工事の期間については、無償とします。

また、使用料は年額とし、市が指定する日までに一括して支払うものとします。使用料については、最低額を以下のとおりとしますので、これ以上の単価を提示し、併せてその使用料を算定した根拠や考え方を提示してください。

（対象地）：富山市吉作地内

1㎡当たり最低額25円

(6) 費用負担

発電事業に係る一切の費用は、事業者が負担することとします。

(7) メンテナンス

事業者は、発電設備の法定点検、定期点検、劣化した部品の交換等を実施するとともに、適切な維持管理に努めていただきます。

(8) 土地の引き渡し

市有地を富山市から事業者への引き渡しする際には、現状のまま引き渡しを行います。樹木等の伐採や整地が必要な場合は、事業者の費用負担において事業者自ら実施していただきます。

(9) 市有地の管理について

事業者は、市有地内の除草、ゴミ等の収集処分を適宜行うものとし、軽微な維持管理業務等については、地元自治振興会等への発注に努めていただき

ます。また、市有地、周辺農地及び河川に影響を与える除草剤等の薬品使用は禁止します。

(10) 使用後の発電設備の取扱い

事業期間の途中で事業を中止した場合又は使用許可期間が終了した場合には、原則として事業者の費用負担により発電設備の撤去を行い、市有地の原状回復を行うものとします。ただし、市との協議により、発電設備の譲与等が行われる場合には、この限りではありません。

(11) 保証金

事業者は事業終了後の原状回復の履行を担保するため、市長に対して担保相当額の保証金を預託していただきます。担保相当額については、事業開始前に市有地の原状回復費を事前に算出し、見積書を提出するものとします。

(12) 損害賠償責任

事業者が市有地を損壊した場合や、発電設備の故障に伴い送電網等に影響を与えた場合には、事業者がその損害を賠償する責任を負います。

また、発電設備等の設置及び管理に関する瑕疵により、第三者に損害を与えたときは、その損害についても、同様とします。

(13) 事業実施における各種関係法令・条例等の順守

事業実施においては、事業者の責任において、各種関係法令・条例等を順守するものとし、必要に応じて許可手続き・届出等を行っていただきます。

(14) 周辺地域への対応・配慮

事業実施に関しては周辺地域に対し、以下の点について対応・配慮いただきます。

①発電設備については、地域の景観や周辺へのパネルの反射光等への影響に配慮し設置することとし、地域住民からの苦情等には速やかに適切な対応をしていただきます。

②発電設備の設置工事期間及び発電期間中において、対象地周辺の農業の妨げとならないよう事業内容に配慮いただきます。

③本対象市有地は、カラス等の害鳥による被害が懸念されるため、設備や垣・柵等の設置の際は考慮するよう努めていただきます。

④対象地付近の側溝の清掃費用を地元へお支払いいただきます。

⑤対象地内での事業実施によって発生する雨水の流水について周辺の畑等に影響を与えないよう配慮いただきます。

⑥市や地域住民の要望により、必要に応じて説明会を開催いただく場合があります。

(15) 事業報告

事業者は、事業開始後の発電設備の維持管理の状況や、発電設備による発電量や事業収支の状況等を市に報告していただきます。

(16) その他

その他必要な事項については、富山市と事業者が、別途協議し覚書において規定することとします。

3 事業スケジュール

時 期	実 施 内 容
平成26年10月15日	本公募要領の公表
平成26年10月21日	事業者説明会・現地説明会
平成26年10月21日～10月24日	提案募集要項及び仕様・条件等に関する質問の受付
平成26年10月24日～11月7日	企画提案書提出期間
平成26年11月14日迄	企画提案書による 第1次審査結果発表
平成26年11月21日	第2次審査（ヒアリング審査）
平成26年11月28日頃	審査結果の通知、発表
平成26年12月上旬～	資源エネルギー庁及び電気事業者との協議及び契約、認定等
平成26年12月上旬以降～	行政財産の使用許可
平成26年12月以降～	設置工事、供用開始

※スケジュールは、現時点での予定です。

4 説明会及び申請書の提出

(1) 事業者説明会

- ① 日 時：平成26年10月21日（火）10時～11時
- ② 場 所：富山市役所東館8階 801会議室
- ③ 申込方法：平成26年10月20日（月）15時までに、事前参加申込票をファックス又は電子メールにより提出してください。

④ 参加人数：3名まで

・ファクス：076-443-2122

・電子メール：kankyousei-01@city.toyama.lg.jp

なお、当日使用する資料は、本公募要領等になりますので、印刷の上、ご持参ください。

(2) 現地説明会

① 日 時：平成26年10月21日（火）13時30分～14時30分

② 場 所：対象市有地

③ 申込方法：平成26年10月20日（月）15時までに、事前参加申込票をファックス又は電子メールにより提出してください。

④ 参加人数：3名まで

・ファクス：076-443-2122

・電子メール：kankyousei-01@city.toyama.lg.jp

(3) 質問書の受付

公募の内容に関する質問は、「質問フォーム」でのみ受け付けます。また、問い合わせに対する回答は、随時、富山市公式ホームページに掲載し、原則個別対応はいたしません。

① 提出期間：平成26年10月21日（火）～平成26年10月24日（金）17時まで

② 申込方法：ファックス又は電子メールにより提出してください。

・ファクス：076-443-2122

・電子メール：kankyousei-01@city.toyama.lg.jp

(4) 企画提案書の提出

① 提出期間：平成26年10月24日（金）～平成26年11月7日（金）17時まで

② 提出先：富山市役所2階東館環境政策課まで、ご持参ください。

③ 提出書類：

次の書類をとりまとめのうえ、A4判（A3判は折込）でファイル製本を行い、正本1部・副本10部（副本はコピー可）を提出してください。

※申請書の提出後の取扱い

- ・申請書の変更、差替え、再提出、返却には応じられません。
- ・申請書は、事業者の選考及び選考後の事業運営以外に提出者に無断で使用しません。（公文書としての取り扱いとなります）

No.	提出書類	様式	備考
1	事業計画書	様式1	
2	事業者の概要書	様式2	
3	法人登記簿謄本	-	発行日から3か月以内のもの
4	富山税務署が発行する納税証明書	-	発行日から3か月以内のもの
5	富山県が発行する納税証明書	-	発行日から3か月以内のもの
6	富山市が発行する納税証明書	-	発行日から3か月以内のもの
7	設備仕様・施工方法計画書	様式3	別途任意様式の添付
8	事業収支計画書	様式4	
9	事業実施スケジュール	任意様式	提出は必須
10	管理・保証計画書	様式5	
11	環境・地域貢献策提案書	様式6	
12	その他	任意	製品カタログ等必要に応じて添付

※正本への添付書類は原本をご提出ください。

5 事業実施予定者の選定方法等

事業実施予定者の選定は、1次の書面による資格審査と2次のヒアリング形式による審査を実施します。

(1) 1次審査（書面審査）

1次審査については、主に申請書類の内容が応募の基本条件を満たしているかどうかの資格審査を行います。

応募多数の場合は、絞込みを行う場合がありますので、ご了承ください。

審査結果については11月中旬に書面により通知します。

(2) 2次審査（ヒアリング審査）

申請書を基に、事業説明後、市の関係職員等で構成する審査会において審査し選考します。

なお、選考結果については、文書で通知します。

- ① 日 時：平成26年11月21日（金）（予定）
 - ・ 詳細は個別に申請者に通知します。
- ② 説明時間：提案内容の説明は、15分以内とし、その後、選定委員から申請者に対する質問の時間（15分程度）を設けます。
- ③ 参加人数：3名まで
- ④ 審査方法：選定委員会において、次の審査基準を踏まえ総合的な観点から提案内容の審査を行い、事業実施予定者を決定します。
- ⑤ その他：説明の際にプロジェクタやスクリーン等設備は使用出来ませんので、説明資料が必要な場合、紙ベースの資料を10部ご準備ください。

⑥ 審査基準：

No.	評価項目	評価の視点
1	事業趣旨との合致	・事業が、①再生可能エネルギーの普及促進②地元施工業者による地域経済の活性化といった、事業目的と合致しているか。
2	申請者の事業遂行性	・事業者又の経営状況は問題なく、かつ、事業を円滑に遂行できる体制や実績を有していると認められるか。
3	発電設備の仕様及び設置工事	・発電設備の配置や仕様は、土地の形状にあわせ、合理的に設計されているか。 ・発電設備の設置工事の工法及び工期等は、施設を適正に管理していく上で支障はないか。
4	管理・保証体制	・発電設備を長期間にわたり適正に管理及び運営できる体制が整備されると見込まれるか。 ・工事施工に係る保証期間及び保証内容は十分か。契約を予定している損害保険等の内容は十分か。
5	使用料	・使用料の額は、事業収支の見込み等を考慮して、適正に算出されているか。
6	事業収支	・事業の実施に係る資金調達計画、事業収支見込み、キャッシュフロー見込み等を考慮して、適正に算出され、安定的な事業運営が期待できるか。
7	環境・地域貢献策	・提案内容について、独自性があり、適正かつ十分な費用が算出されているか。 ・提案内容等について、市や地域の実情に応じ、有益な取組みか。

6 提出書類の留意事項

(1) 事業者の概要（様式2）について

特別目的会社（SPC）などの形態で事業を実施する場合には、それらに参加する全ての事業者等の個別の概要も併せて提示してください。

今後、設立を予定している法人については、代表者、構成員及び基本的な役割分担等を記載した書類を提出してください。

○施工業者の選定

太陽光発電設備の設置工事を行う施工業者について、予定している施工業者の概要（名称、所在地、代表者職名・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容・実績等）を提示してください。

なお、施工業者の選定に際しては、市内中小企業者の受注機会の確保を図るように努めてください。

(2) 設備仕様・施工方法計画書（様式3）について

○発電設備の仕様

ソーラーパネル、パワーコンディショナ、接続ユニット、取付架台等の主な設備の製造メーカー名、製品の型式、数量等

○発電設備の図面

ソーラーアレイの配置図、発電・送電システムの構成や配線を表す図面

○設置工事の工法等

架台を設置する工法を表した図面

○使用期間及び設置工事の工期

予定している市有地の使用期間、設置工事の工期

(実際に設置工事を行う際には、市有地の管理者(市公園緑地課)と協議していただき、工期や時間帯を決めていただきます。)

○市有地の使用料

発電設備の設置工事の期間、設置後に発電事業を行う期間及び発電設備の撤去工事の期間を通じて、発電設備を設置する市有地の使用料を納付していただきます。使用料については、最低額を2(5)に示した額としますので、これ以上の単価を提示し、併せてその使用料を算定した根拠や考え方を提示してください。

(3) 事業の収支計画書(様式4)

事業の実施に係る資金調達計画、事業収支見込み、キャッシュフロー見込みなど、安定的な事業運営が確認できる書類を提示してください。また、自己資金の場合は金融機関の残高証明書、借入金の場合は金融機関等からの借入証明書など、必ず根拠を証明する書類を添付してください。

(4) 事業実施スケジュール(任意様式※提出は必須)

「事業実施予定者」として選定された後から、関係機関との協議、発電設備設置工事の期間、発電事業の期間、発電設備撤去工事の期間までを、月の単位で時系列に提示してください。

(例:平成26年10月上旬~平成27年3月中旬 発電設備の設置工事)

(5) 管理・保証計画書(様式5)について

○管理業務を行う事業者

発電設備の管理業務を行う事業者の概要(名称、所在地、代表者職名・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容・実績等)、人員体制及び緊急時等の連絡体制

○工事施工に係る保証

工事施工に係る保証者、保証期間及び保証内容

○損害保険、賠償責任保険

契約の締結を予定している損害保険や賠償責任保険の内容、保険金額

(6) 環境・地域貢献策（様式6）について

発電事業による収益等を活用して、環境・地域的な貢献の視点からの取組を検討して提案してください。

（環境教育のための発電施設の見学説明対応など）

7 問い合わせ先

富山市環境部環境政策課企画係

住所 〒930-8510 富山市新桜町7-38 富山市役所東館2階

電話 076-443-2053